

減免対象施設一覧表

	対 象	要 件 等 (概 略)	減免割合		根拠法令
			資産割	従業者割	
1	災害等により損害を受けた施設	火災その他これに類する事由により事業所用家屋が滅失し、又は甚大な損害を受けた施設	一定割合	一定割合	条規10の1
2	指定自動車教習所	道路交通法第98条及び第99条の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	条規10の2 - (1)
3	一般乗合旅客自動車運送事業用施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設で事務所以外の施設	一定割合	一定割合	条規10の2 - (1)
4	博 物 館	博物館法第29条の規定による博物館に相当する施設	全部	全部	条規10の2 - (1)
5	酒 類 卸 売 業 の 保 管 用 倉 庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	条規10の2 - (2)
6	タ ク シ ー 事 業 用 施 設	タクシー台数が250台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部	条規10の2 - (2)
7	農 林 中 央 金 庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	条規10の2 - (2)
8	果 実 飲 料 等 の 保 管 用 倉 庫	果実飲料又は炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫で、延面積が3,000平方メートル以下の施設	1/2	—	条規10の2 - (2)
9	つ け も の の 製 造 用 施 設	野菜又は果実(梅)のつけものの製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	3/4	—	条規10の2 - (2)
10	ビルメンテナンス業	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者	—	全部	条規10の2 - (2)
11	古 紙 の 回 収 事 業 用 施 設	古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	—	条規10の2 - (2)
12	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設	1/2	—	条規10の2 - (2)
13	倉 庫	倉庫業法第3条の登録を受けた者がその本来の事業の用に供する倉庫で、床面積の合計面積が3万平方メートル未満のもの	全部	全部	条規10の2 - (2)
14	休 止 施 設	課税標準の算定期間の末日以前6月以上事業を休止している施設で当該休止部分	全部	—	条規10の2 - (3)
15	その他市長が特に必要と認める施設	前項に掲げるもののほか、市長が特別に必要と認めるもの	一定割合	一定割合	条規10の2 - (4)